

スロバキア

特許法

法令集法律 No. 402/2002, 法令集法律 No. 84/2007, 法令集法律 No. 517/2007, 法令集法律 No. 495/2008 及び法令集法律 No. 202/2009 により改正された特許, 補充的保護証明書及び一部法律の改正に関する法令集法律 No. 435/2001

2009 年 6 月 1 日施行

目次

第 I 編

第 I 部 基本規定

第 1 条 規制の対象

第 2 条 本法の適用範囲

第 3 条 用語の定義

第 II 部 発明に対する特許

第 4 条

第 5 条 発明の特許性

第 6 条 特許性からの除外

第 7 条 新規性

第 8 条 進歩性

第 9 条 産業上の利用

第 10 条 発明者

第 11 条

第 12 条

第 13 条 保護の範囲

第 14 条 発明の実施

第 15 条 発明の実施の禁止

第 16 条 権利の消尽

第 17 条 特許の効力の制限

第 18 条

第 19 条 特許所有者

第 20 条 特許の共有

第 21 条 特許の譲渡

第 22 条 特許の移転

第 23 条 担保権

第 24 条 ライセンス契約

第 25 条 ライセンスの申出

第 26 条

第 27 条 強制ライセンス

第 28 条

第 29 条 特許の有効期間
第 30 条 特許の放棄
第 31 条 特許の失効
第 32 条 権利侵害
第 32a 条 情報に係る権利
第 33 条 紛争の審理
第 34 条

第 III 部 庁における手続

第 35 条 特許出願日
第 35a 条
第 36 条 優先権
第 36a 条
第 37 条 出願
第 38 条 生物工学的発明の出願に関する特則
第 39 条 出願手続の中断
第 40 条 出願の予備審査
第 41 条
第 42 条
第 43 条 出願の実体審査
第 44 条
第 45 条 出願の補正及び分割
第 46 条 特許の取消及び一部取消
第 47 条
第 48 条 特許の没収及び移転
第 49 条 確認手続
第 50 条 特許のライセンス，担保権，譲渡又は移転並びに訴訟の登録簿への記入
第 51 条 更なる手続
第 52 条 原状回復
第 53 条 決定の理由
第 54 条 手続の費用
第 55 条 救済
第 56 条 データの閲覧可能性
第 57 条 登録簿及び公報
第 58 条 国際出願
第 59 条 秘密情報の保護

第 IV 部 欧州特許条約の施行

第 60 条 欧州特許出願の効力
第 61 条 欧州特許出願の変更
第 62 条 欧州特許出願及び欧州特許の拘束的文言

- 第 63 条 欧州特許の効力
- 第 64 条 二重保護の禁止
- 第 65 条 欧州特許の取消又は修正された文言での維持
- 第 66 条 欧州特許出願の提出
- 第 67 条 手数料

第 V 部 2007 年 3 月 1 日削除

第 68 条—第 78 条 2007 年 3 月 1 日削除

第 VI 部 共通規定, 授權規定, 経過規定及び廃止規定

第 79 条 共通規定

第 80 条 授權規定

第 81 条 経過規定

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 85a 条

第 86 条 廃止規定

第 II 編 2009 年 6 月 1 日削除

第 III 編 2008 年 1 月 1 日削除

第 IV 編

第 I 編

第 I 部 基本規定

第 1 条 規制の対象

本法は、特許出願若しくは付与された特許の対象又は補充的保護証明書の対象である発明の創作、法的保護及び実施に関して生じる諸関係について規定する。

第 2 条 本法の適用範囲

本法は次のものに適用される。

- (a) 特許出願(以下「出願」という)、欧州特許出願(第 3 条(e))及び国際出願(第 3 条(g))
- (b) 特許及び欧州特許(第 3 条(f))
- (c) 特許に係る発明者、出願人(以下「出願人」という)、所有者、欧州特許出願の出願人、欧州特許の所有者、国際出願の出願人の権利及び義務
- (d) 出願、欧州特許出願、国際出願、特許又は欧州特許に係るその他の権利又は義務を有する第三者の法的地位
- (e) (a)から(d)までにいう権利の対象に関する手続

第 3 条 用語の定義

本法の適用上、

- (a) 「生物学的材料」とは、遺伝子情報を含む材料であって、自己繁殖又は生体系中での繁殖が可能なものをいう。
- (b) 「微生物学的方法」とは、微生物学的材料を利用するか若しくはそれに対して行われる方法又は微生物学的材料をもたらす方法をいう。
- (c) 「植物又は動物の創出に係る本質的に生物学的な方法」とは、専ら交配又は淘汰のような自然現象に基づく方法をいう。
- (d) 「繁殖」とは、有性又は無性の繁殖をいう。
- (e) 「欧州特許出願」とは、1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで署名された欧州特許の付与に関する条約(以下「欧州特許条約」という)に従ってされる欧州特許の出願をいう。
- (f) 「欧州特許」とは、欧州特許条約に従って欧州特許庁が付与する特許をいう。
- (g) 「国際出願」とは、特許協力条約に従ってされる出願をいう。
- (h) 特許又は発明の「商業利用」とは、所有者又はその他の授権された者が営利目的で行う、権利の対象としての特許に又は特許の対象としての発明に係る活動をいう。

第 II 部 発明に対する特許

第 4 条

スロバキア共和国工業所有権庁(以下「庁」という)は、本法に定める条件を満たす発明に対して特許を付与する。

第 5 条 発明の特許性

(1) 特許は、新規で、進歩性を有し、産業上利用することができる一切の技術分野の発明に付与される。

(2) (1)にいう特許は、次のものに係る発明を含め、生物学的材料で構成されるか若しくはそれを含む物、又は生物学的材料が生産され、処理され若しくは使用される方法に係る生物工学的発明に対しても付与される。

(a) 生物学的材料であって、それが自然界において既に生じたものであっても自然環境から分離され、又は技術的方法によって生産されるもの

(b) 発明の技術的な実施可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されない場合の植物又は動物

(c) 微生物学的若しくはその他の技術的方法、又はそのような方法により得られる物

(d) 遺伝子の配列又は部分配列を含め、人体から分離された又は技術的方法の他の手段によって生産された要素。そのような要素の構造が自然に存在する要素の構造と同一である場合を含む。

(3) 次のものは、(1)にいう発明とはみなさない。

(a) 発見、科学的理論及び数学的方法

(b) 審美的創作物

(c) 知的活動、遊戯又は事業を行うための計画、規則及び方法

(d) コンピュータ・プログラム

(e) 情報の提示

(4) (3)にいう対象又は活動は、特許出願が当該対象又は活動に関係する限りにおいてのみ、特許性が排除される。

第 6 条 特許性からの除外

(1) 特許は次のものには付与されない。

(a) 植物及び動物の品種

(b) 植物又は動物の生産に係る本質的に生物学的な方法

(c) 人又は動物の体を対象とした手術又は治療の方法、並びに人又は動物の体に対して行われる診断方法及び病気予防法。ただし、本規定は、そのような手術、治療、診断又は病気予防の方法において利用される物、特に物質又は組成物には適用しない。

(d) 形成若しくは発達の様々な段階における人体に係る発明、又は人体の一部の要素(第 5 条(2)(d)による場合を除いて遺伝子の配列又は部分配列を含む)の単なる発見

(e) その商業利用が公序良俗に反することとなる発明。当該発明の利用が法律により禁止されている事実のみでは、本規定に従い公序良俗に反するとみなされない。

(2) (1)(e)により、次のものには特許は付与されない。

- (a) 人をクローン化する方法
- (b) 人の生殖細胞系の遺伝子的同一性を変更する方法
- (c) 工業又は商業目的での人の胚の利用
- (d) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であつて、人若しくは動物に顕著な医学的利益をもたらすことなく動物に苦痛を与える虞があるもの、並びに当該方法から得られた動物

第7条 新規性

- (1) 発明は、技術水準の一部を構成しない場合は、新規であるとみなす。
- (2) 技術水準とは、出願人が優先権(第36条)を享受する日前に開示により公衆に利用可能となつたすべてのものをいう。
- (3) スロバキア共和国で行われた特許出願又は実用新案出願で先の優先権を有するものの内容は、出願人が優先権を認められる日以後にスロバキア共和国工業所有権庁の公報(以下「公報」という)において当該出願が公開された場合においても技術水準とみなされる。このことは、スロバキア共和国を指定する国際出願及びスロバキア共和国を指定する欧州特許出願(以下「欧州特許出願」という)にも適用される。国際出願の公開とは、公報における公開(第41条)を指し、欧州特許出願の公開とは、欧州特許条約第93条又は第153条に従う公開を指す。秘密特許出願(第59条(10))は、本規定の適用上、優先権の発生日から18月の満了後に公開されたものとみなされる。
- (4) 発明の公衆への開示は、これが特許出願の前6月以内にされたものであり、かつ、直接又は間接に次の事由の何れかにより生じた場合は、技術水準とはみなされない。
 - (a) 出願人又はその法律上の前権利者に係る明白な濫用
 - (b) 出願人又はその法律上の前権利者が、国際条約にいう公式又は公認の博覧会で発明を展示したこと。その場合は、出願人は、特許出願時に発明が展示されたことを表示し、かつ、特許出願から4月以内に国際条約に従つた発明の展示に関する証明書を提出しなければならない。
- (5) 次のような物質又は組成物の特許性は、(1)から(3)までによつて排除されることはない。
 - (a) 第6条(1)(c)の規定にいう方法における使用のためのものであつて、技術水準に含まれるもの。ただし、当該使用が技術水準に含まれないことを条件とする。
 - (b) 第6条(1)(c)にいう方法における特定の使用に関して(a)にいうもの。ただし、当該特定の使用が技術水準に含まれないことを条件とする。

第8条 進歩性

- (1) 発明は、当該技術水準を考慮した上で、当該技術の熟練者に自明でない場合は、進歩性があるものとみなす。
- (2) 出願人が優先権の享受を開始する日までに公開されていない出願、欧州特許出願及び実用新案出願の内容は、進歩性の有無の決定に際して考慮に入れない。

第9条 産業上の利用

発明は、その対象を産業の何れかの分野、特に工業及び農業の何れかの分野で生産し又は使用することができる場合は、産業上利用可能とみなす。

第 10 条 発明者

(1) 発明をした者(以下「発明者」という)は、出願する権利を含め特許を受ける権利(以下「特許を受ける権利」という)を有する。

(2) 発明者とは、自己の創作的活動により発明を行った者をいう。

(3) 発明の共同発明者(以下「共同発明者」という)は、発明の創作に参加した程度において特許を受ける権利を有する。別段の旨を共同発明者が合意するか又は裁判所が決定しない限り、共同発明者が発明の創作を行った程度は同等とする。

(4) 発明が複数人によりそれぞれ独立に創作された場合は、特許を受ける権利は、先の優先権(第 36 条)を有する者に属する。ただし、これは、特許出願が第 41 条又は第 60 条(2)に従って公開された場合にのみ適用される。

第 11 条

(1) 発明者が雇用、雇用類似の関係、又は構成員関係に由来する業務の遂行の枠内で発明を行った場合は、当該関係の当事者が別段の合意を行わない限り、特許を受ける権利は使用者のものとなる。発明者としての権利は、影響を受けない。

(2) (1)により発明を行った発明者は、使用者に直ちに書面によりその事実について通知するとともに、発明を評価するために必要な一切の資料を提出しなければならない。

(3) 使用者は、(2)にいう通知から 3 月の期限内に、書面により、特許を受ける権利を発明者に対して行使する権原を有する。

(4) 使用者が(3)にいう期限内に特許を受ける権利を書面により行使しない場合は、この権利は発明者に返される。使用者及び従業者は、第三者に対して、発明に係る秘密を保持しなければならない。

(5) (3)に従い特許を受ける権利を行使された発明者は、使用者から適正な報酬を受ける権原を有する。発明の報酬の額を決定する上で、発明の技術的及び経済的重要性並びに発明の実施その他の利用から得られる利益が決め手となり、一方、発明の創造における使用者の物質的寄与並びに発明者の仕事の範囲及び内容も考慮に入れられる。報酬が、発明の後日の実施その他の利用により得られた利益に対応しないことが明らかな場合は、発明者は、追加的報酬を受ける権利を有する。

(6) (1)から(5)までにいう権利及び義務は、発明者と使用者との間の法律上の関係が終了した後にも影響を受けない。

第 12 条

(1) 特許を受ける権利は、第 10 条(1)及び(3)又は第 11 条(1)に掲げる者の法律上の権原承継人にも認められる。

(2) 特許を受ける権利は、特別規則により規定されるところに従い、他の者に移転する。

(3) 特許を受ける権利の譲渡に関する合意は、書面でされなければならない。書面でされない場合は、無効である。

(4) 出願により付与される権利の譲渡又は移転は、出願後に特許を受ける権利の譲渡又は移転があった場合は、それと同時になされるものとする。出願により付与される権利の移転又は譲渡は、特許出願登録簿(第 57 条)にこれが記入された日に、第三者に対する効力を生じる。ただし、譲渡又は移転に関して通知されていたか又は状況から当然知っていた筈の第三者に

については、この限りでない。

第13条 保護の範囲

(1) 特許により付与される保護の範囲は、特許クレームの内容により決定される。明細書及び図面は、特許クレームの解釈に用いられる。

(2) 出願により付与される保護の範囲は、第41条に従って公開された特許クレームの内容により予備的に決定される。当該予備的保護の範囲は、付与された特許又は特許の一部取消によって遡及的に決定される。ただし、このことは、付与された特許による保護の範囲が公開された特許出願によるものよりも広い場合は、適用されない。

(3) 方法について付与された特許により与えられる保護は、その方法によって直接に得られた物にも適用される。

(4) 発明の結果としての特定の性質を有する生物学的材料について付与された特許によって与えられる保護は、同一の又は異なる形での繁殖により元の生物学的材料から得られる他の生物学的材料であって元の材料と同一の性質を有するものにも適用される。

(5) 発明の結果として生物学的材料が特定の性質を有して生産されるのを可能とする方法に付与された特許により与えられる保護は、保護された方法から直接得られる生物学的材料、及び直接得られた生物学的材料から同一の又は異なる形での繁殖により得られる他の生物学的材料であって元の生物学的材料と同一の性質を有するものにも適用される。

(6) 遺伝子情報を含む又は遺伝子情報で構成される物に付与された特許により与えられる保護は、その物が組み込まれている一切の材料及びその遺伝子情報が含まれてその機能を発揮する一切の材料に適用される。ただし、このことは、第6条(1)(d)にいうものには、適用されない。

(7) (3)及び(5)によって保護される物と同一の物は、別段の証明がされない限り、保護された方法によって直接に得られた物とみなされる。

第14条 発明の実施

(1) 特許所有者(第19条)は、発明を実施し、発明の実施に同意を与え、特許を他人に譲渡し、また、特許に担保権を設定する排他権を有する。

(2) 特許は、特許付与が公報で公告された日から効力を有する。

第15条 発明の実施の禁止

(1) 特許所有者の同意を得ない限り、次の行為は禁じられる。

(a) 特許の対象である製品を生産し、使用し、提供し、市場に出し、又はこのような目的のために貯蔵し若しくは輸入すること

(b) 特許の対象である生産方法(以下「保護された方法」という)を使用すること又は保護された方法を他人の使用に供すること

(c) 保護された方法によって直接に得られる製品を生産し、使用し、提供し、市場に出し、又はこのような目的のために貯蔵し若しくは輸入すること

(d) 発明を実施する権原を有さない者に対して発明の実施を可能にする手段を提供するか又は提供の申出を行うこと。ただし、その相手方が、当該手段がその発明を実施するためのものか又は実施に適したものであることを知らされているか又は状況に照らして当然に知って

いる筈である場合に限る。これは、当該手段が当該時点で市場において入手可能であり、かつ、提供者が権原を有さない者に対して(a)から(c)までに反する行為を行うよう唆すことがなかった場合は、適用されない。

(2) (1)にいう排他権は、出願の対象である発明について特許が付与されることを条件として、公報における出願の公告日から出願人にも認められる。ただし、第三者に対するこれらの権利の主張は、特許の効力が開始する日からのみ可能となる。

第16条 権利の消尽

(1) 特許所有者は、特許保護の対象である製品が自己により又はその明示の同意を得て欧州連合加盟国又は欧州経済地域協定の締約国の市場に出された後は、第三者がその物を処分することを禁じることができない。ただし、このことは、当該措置にも特許に係る権利を拡張する理由が存在する場合は、適用されない。

(2) (1)は、保護されている生物学的材料の繁殖が当該生物学的材料が市場に出された用途から必然的に行われるものである場合は、当該繁殖により得られた生物学的材料にも適用される。ただし、このようにして得られた生物学的材料を更なる繁殖のために用いることはできない。

(3) 特許所有者との商業的関係の範囲内では又はその同意を得て保護されている植物繁殖材料を取得した農業者は、自己の農場において、当該生産物の繁殖のために自己の収穫物を用いる権利を与えられたものと認められる。特別規則の規定が第1文にいう農業者の権利の範囲及び当該権利の主張の条件の決定について準用される。

(4) 特許所有者との商業的関係の範囲内では又はその同意を得て保護されている動物繁殖材料を取得した農業者は、動物繁殖材料をその者の農業活動(別の農業者の農業活動のための動物繁殖材料の販売を除く)に使用することを含め、保護されている家畜を農業目的で使用する権利を与えられたものと認められる。ただし、事業との関連での又は更なる繁殖活動の形態での事業目的で動物繁殖材料を販売することはこの限りでない。

第17条 特許の効力の制限

(1) 特許所有者の権利は、スロバキア共和国の領域内において、優先権(第36条)発生前に、発明者又は特許所有者とは無関係に、善意で発明を実施している又は発明の実施を直接の目的として適切な準備を行っている者(以下「先使用者」という)には行使することができない。疑義がある場合は、別段の証明がされない限り、先使用者の行為は、善意でされたものとみなされる。

(2) (1)にいう発明の実施についての先使用者の権利の譲渡又は移転は、当該発明が実施されている会社又は当該部分の所有権の譲渡又は移転の一環としてのみ行うことができる。

第18条

(1) 次の形での発明の実施は、特許所有者の権利を侵害するものではない。

(a) スロバキア共和国が締約国である国際条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である他国(以下「同盟国」という)の船舶の船上での、又はそのような船舶の船体、機械、船具、装備若しくは付属品に係る実施で、当該船舶がスロバキア共和国の領域内に一時的又は偶発的に入ったときのもの。ただし、発明の実施が専ら当該船舶の必要によるものである場合に限

る。

(b) 他の同盟国の航空機又は陸上車両の建造又は運行のための実施、又はそれら航空機又は陸上車両の構成要素その他の付属品に係る実施で、当該航空機又は陸上車両がスロバキア共和国の領域内に一時的又は偶発的に入ったときのもの

(c) 国際条約に従った活動で、当該国際条約の利益を享受する国の航空機に係るものでの実施

(d) 処方箋に基づいて薬局でされる個々の薬剤の調合における実施又はそのように調合された薬剤に関連する行為における実施

(e) 非商業目的で私的にされる行為における実施

(f) 実験目的でされる行為であって特別規則にいう登録手続に必要な研究・試験でもあるものにおける実施

(2) (1) (d) から (f) までに基づいて発明を実施する者は、第 15 条 (1) (d) にいう発明を実施する権原を有する者とはみなされない。

第 19 条 特許所有者

庁の特許登録簿(以下「登録簿」という)に特許所有者として記入されている法人又は自然人は、特許所有者とみなされる。

第 20 条 特許の共有

(1) 本法に別段の規定がない限り、特別規則の規定が特許共有者間の関係の規制に準用される。

(2) 特許の各共有者の持分は、特許所有者としての共同発明者(第 10 条(3))又は特許所有者の法律上の前権利者としての共同発明者に帰属する特許を受ける権利の範囲に由来する。

(3) 各共有者は、共有者間で別段の合意がされない限り、特許の対象である発明を実施する権利を有する。ただし、発明の実施を第三者に許諾する権利は除く。

(4) 共有の放棄及び相互清算に関する合意は書面でされなければならない、書面でされない限り、当該合意は無効である。

(5) (4) にいう合意は、第三者に対しては、登録簿に記入された日から法律上の効力を有する。当該合意の変更については、庁は、当該変更の届出を受けてから 6 月以内に登録簿に記入しなければならない。この変更を登録簿に記入することができない場合は、庁は、前記期限内に、その理由を明記した決定を伝達しなければならない。

(6) 特許共有者が法律上の権原承継人なしに死亡するか又は失権した場合は、その持分は、他の特許共有者にそれらの持分に相応する割合で移転される。

(7) (1) から (5) までの規定は、共同出願人間の関係に準用される。

第 21 条 特許の譲渡

(1) 特許の譲渡に関する合意は書面でされなければならない、書面でされない限り、当該合意は無効である。

(2) 譲渡は、第三者に対しては、登録簿に記入された日から法律上の効力を有する。ただし、譲渡を知っていたか又は状況から当然に知っていた筈の者に対しては、この限りでない。庁は、当該譲渡について、譲渡に関する合意の届出を受けてから 6 月以内に登録簿に記入しな

なければならない。この譲渡を登録簿に記入することができない場合は、庁は、上記期限内に、その理由を明記した決定を伝達しなければならない。

(3) 特許の譲渡が登録簿に記入された日前に取得されている第三者の権利は、影響を受けない。

第 22 条 特許の移転

(1) 特許は、特別規則に定められる場合を含め、第 48 条に従って新所有者に移転するものとする。

(2) 特許の移転は、第三者に対しては、登録簿に記入された日から法律上の効力を有する。ただし、移転を知っていたか又は状況から当然に知っていた筈の者に対しては、この限りでない。庁は、当該移転について、その届出を受けてから 6 月以内に登録簿に記入しなければならない。この移転を登録簿に記入することができない場合は、庁は、前記期限内に、その理由を明記した決定を伝達しなければならない。

(3) 第 48 条に従う場合を除いて、特許移転の日前に取得されている第三者の権利は、影響を受けない。

第 23 条 担保権

(1) 特許には、担保権を設定することができる。

(2) 担保権、及び質権者と質権設定者との間の関係には、特別規則の規定が準用される。

(3) 担保権設定の合意は書面でされなければならないが、書面でされない限り、当該合意は無効である。

(4) 契約による担保権は、登録簿に記入された日に発生する。庁は、担保権の設定に関する合意の届出を受けてから 6 月以内に当該担保権を登録簿に記入しなければならない。この担保権を登録簿に記入することができない場合は、庁は、前記期限内に、その理由を明記した決定を伝達しなければならない。

(5) 転担保権には、特別規則並びに(2)及び(3)が準用される。

第 24 条 ライセンス契約

(1) ライセンス契約に基づく権利の発生、失効及び執行には、特別規則の規定が適用される。

(2) ライセンス契約は、第三者に対しては、登録簿に記入された日から法律上の効力を有する。ただし、ライセンス契約が締結されたことを知っていたか又は状況から当然に知っていた筈の者に対しては、この限りでない。庁は、ライセンス契約について、その届出を受けてから 6 月以内に登録簿に記入しなければならない。このライセンスを登録簿に記入することができない場合は、庁は、上記期限内に、その理由を明記した決定を伝達しなければならない。

(3) ライセンス契約に別段の規定がない限り、付与されたライセンスは、非排他的なものとなされる。

(4) 契約によるライセンス所有者の権利の譲渡又は移転は、ライセンスに別段の規定がある場合を除いて、契約ライセンスに従って発明を実施している会社又は当該部分の譲渡又は移転の一環としてのみ行うことができる。

第 25 条 ライセンスの申出

(1) 特許出願人又は特許所有者(以下「実施許諾者」という)が庁に対して、適正な対価の支払を条件に発明を実施する権利を何人に対しても付与する旨の陳述書(以下「ライセンス申出」という)を提出した場合は、庁は、ライセンス申出を登録簿に記入する。

(2) ライセンス申出は、その申出を受ける旨の陳述書が実施許諾者に提出されるまでは、取り下げることができる。

(3) ライセンス申出が実施許諾者によって取り下げられない場合は、登録簿に排他的ライセンスの記入を行うことはできない。

(4) 登録簿に排他的ライセンスの記入がされている場合は、ライセンス申出の陳述書は認められない。

(5) 新しい特許所有者又は特許出願人が保護の没収及び移転に関する決定の効力発生日から 30 日以内にライセンス申出の維持に関する請求書を庁に提出する場合を除き、第 48 条による特許保護の没収及び移転に関する決定が登録簿に記入された日に、ライセンス申出は取り下げられたものとする。

第 26 条

(1) ライセンス申出を受け入れ、その旨を書面で実施許諾者及び同時に庁に伝達する者は、発明を実施する権利を取得する。

(2) (1)により取得されたライセンスは、契約による、非排他的で、期限不定の、スロバキア共和国の領域内で有効なライセンスとみなされる。

(3) ライセンス契約の当事者が、交渉を行ったにも拘らず、付与されたライセンスの対価についての合意に至らない場合は、適正な対価の金額及び支払条件は、ライセンス契約の当事者の何れかからの申立に基づいて、裁判所が決定する。その際、発明の重要性及び関係分野における通常のライセンス価額を考慮に入れる。適正な対価の決定に重要な意味を有する状況に著しい変動があった場合において、当事者間で交渉がされたにも拘らず対価の変更についての合意が得られない場合は、裁判所は、ライセンス契約の当事者の何れかからの申立に基づいて、従前の合意による又は裁判所が決めた対価の金額又は支払条件を変更することができる。

第 27 条 強制ライセンス

(1) 裁判所は、請求を受けたときは、次の要件が満たされていることを条件として、付与された特許の対象である発明を実施する能力を証明することができる者に対して、スロバキア共和国の領域内で当該発明を実施するための強制ライセンスを付与することができる。

(a) 出願から 4 年又は特許付与から 3 年の何れか遅い方の期間が満了していること

(b) 強制ライセンス付与の請求を行う者がその請求の前に特許所有者に対して適切なライセンス契約の締結を申し出たが、特許所有者がその申出を 3 月以内に受け入れなかったこと、及び

(c) 特許発明の対象である製品がスロバキア共和国の市場に十分に供給されていないにも拘らず、特許所有者が適切な理由なくスロバキア共和国の領域内で当該発明を実施していないか又は十分に実施していないこと。別段の立証がされない限り、適切な理由は存在しないと推定される。

(2) 強制ライセンスは、非排他的ライセンスとしてのみ付与することができる。強制ライセンスの存続期間及び範囲は、国内市場の必要が優先的に満たされることを条件として、その付与目的に限定されるものとする。

(3) 特許の対象が半導体製品の技術である場合は、強制ライセンスは、公共の非商業的な実施のため、又は所轄機関の決定により経済競争を濫用若しくは制限する行為とみなされ得る若しくは公共の利益への重大な脅威となる特許所有者の行為を防止するためにのみ付与することができる。

(4) (1) (a) 及び (b) に拘らず、強制ライセンスは、公共の利益が重大な危機に瀕している場合に付与することができる。

(5) (1) の前提要件及び(2) の条件に拘らず、植物栽培者が既に特許の対象となっている権利を侵害することなしには植物の品種についての権利を利用又は取得することができない場合において、裁判所は、請求により、請求人が次の要件を証明することを条件として、生物工学的発明を実施するための非排他的な強制ライセンスを付与することができる。

(a) 請求人が、請求をする前に特許所有者に対して適切なライセンス契約の締結を申し出たが、特許所有者がこの申出を3月以内に受け入れなかったこと、及び

(b) 当該の植物品種が、強制ライセンス付与の請求の対象である発明に匹敵する著しい経済的重要性を有する重要な技術的進歩を伴うこと

(6) (5) に従い強制ライセンスが付与された場合は、特許所有者は、特別規則に従い、植物品種の使用に係るクロス強制ライセンスを付与する権利を有する。

(7) 特許所有者が特別規則に従って植物品種の使用に係る強制ライセンスを付与した場合は、栽培者証の所有者は、生物工学的発明の実施に係るクロス強制ライセンスを付与する権利を有する。

(8) 強制ライセンス所有者の権利の譲渡又は移転は、強制ライセンスに基づいて発明が実施されている会社の全体又は当該部分の譲渡又は移転の一環としてのみ行うことができる。

(9) 強制ライセンスの所有者は、庁に対して通知書を提出することによって強制ライセンスに基づく権利を放棄することができる。権利の放棄は、通知書が庁に提出された日又はその後の日であって強制ライセンスの所有者がその権利を放棄する日として通知書に指定する日に、効力を生じる。

第28条

(1) 強制ライセンスが付与された場合も、特許所有者の適正な対価を受ける権利は影響を受けない。強制ライセンスの対象である発明の実施に係る対価を決定する目的では、第26条(3)を準用する。

(2) 強制ライセンス付与の前提となった事情に顕著な変化が生じた場合は、強制ライセンス付与の理由が再発生しそうにないこと、又は強制ライセンスの権利が1年間行使されていないことを条件として、裁判所は、ライセンス関係の当事者の1の請求に基づいて、強制ライセンス付与の決定を取り消すことができる。

(3) 庁は、強制ライセンスの付与及び取消の有効な決定を登録簿に記入する。

第29条 特許の有効期間

特許の有効期間は、特許出願(第35条)から20年とする。

第 30 条 特許の放棄

(1) 特許所有者は、庁に対して通知書を提出することによって特許を放棄することができる。特許の部分放棄は認められない。

(2) 特許共有者が自己の持分を放棄した場合は、当該持分は、他の共有者にそれぞれの持分に相応する割合で移転される。

(3) 特許の放棄は、(1)にいう通知書が庁に提出された日又はその後の日であって特許所有者が特許を放棄する日として指定する日に効力を生じる。

(4) 特許の放棄が登録簿に記入された第三者の権利に影響を与える場合は、当該放棄は、それによって自己の権利及びその他正当な利益に影響を受ける可能性がある者の同意書が提出された後にのみ効力を生じる。特許を受ける権利を対象とする訴訟が登録簿に記入されている場合も、裁判所の判決の確定日から6月が満了するまでは、同様とする。

第 31 条 特許の失効

(1) 特許は次の事由により失効する。

(a) 有効期間の満了

(b) 特別規則に基づく特許の効力を維持するための手数料(以下「維持手数料」という)の納付期限の到来

(c) 第 30 条(3)にいう特許放棄の発効

(2) 特許を受ける権利に関する訴訟の登録簿への記入の請求(第 50 条(4))の提出日から判決の確定日後6月の期間の満了までは、維持手数料の納付期間の進行は停止する。

(3) 2008年1月1日廃止

(4) 2008年1月1日廃止

第 32 条 権利侵害

(1) 本法によって保護された権利に侵害又はその虞が生じた場合は、当該権利の所有者は、そのような権利の侵害又はその虞の禁止を請求し、かつ、侵害により生じた結果を除去することができる。

(2) (1)にいう権利の侵害によって損害が発生した場合は、被害者は、逸失利益を含め現実の損害の賠償を求めることができる。(1)にいう権利の侵害又はその虞によって非金銭上の損害が発生した場合も、被害者は適正な賠償を受ける権利を有し、それは金銭補償の形をとることが可能である。

(3) 適正な理由なしに提出された申立に基づいて裁判所が出した予備的差止命令の執行によって直接に金銭的又は非金銭的な損害を被った者も、(2)にいう現実の損害の補償を受ける権利及び賠償を受ける権利を有する。

第 32a 条 情報に係る権利

(1) 特許所有者は、本法により保護された自己の権利が侵害され又はその虞が生じている場合は、当該権利の侵害又はその虞を生じさせている者に対し、本法に基づく権利を侵害している製品の出所及び当該製品の市場に出ている状況に関する情報を自己に提供するよう請求することができる。

(2) (1)にいう情報には、特に次のものを含める。

- (a) 生産者，加工者，店主，流通業者，供給者，卸売業者その他製品の前所有者の姓名，事業名称，住所若しくは事業所の名称及び場所，又は事業地
- (b) 該当する製品の生産，加工，供給又は注文された数量及び価格の表示
- (3) 次の何れかの者も，(1)及び(2)にいう情報を提供しなければならない。
 - (a) 本法に基づく権利を侵害する製品を所有する者
 - (b) 本法に基づく権利を侵害するサービスを利用する者
 - (c) 本法に基づく権利の侵害に係る活動に利用されるサービスを提供する者
 - (d) (a)から(c)までにいう者によって，本法に基づく権利を侵害する製品の生産，加工若しくは流通に関与した又は当該権利を侵害するサービスを提供したとされた者

第33条 紛争の審理

- (1) 本法に基づく権利に関する紛争は，本法に別段の定めがない限り，裁判所によって審理され，決定される。
- (2) 裁判所は，請求を受けた場合は，権利を直接に侵害又はその虞を生じさせる手段となった製品，材料又は器具について次のことを命じるものとする。
 - (a) 商業経路から回収すること
 - (b) 商業経路から完全に除去すること
 - (c) 権利の更なる侵害又はその虞を防止すること
 - (d) 適切な方法で廃棄すること
- (3) (2)の規定は，特別の事情に鑑みて他の方法によるべき理由がない限り，本法によって保護されている権利の侵害又はその虞を生じさせている者の費用負担において執行するものとする。
- (4) (2)(d)にいう請求は，物品の廃棄方法に関する部分については裁判所を拘束しない。
- (5) 裁判所は，権利の侵害の虞又は侵害の程度が第32a条による情報提供義務の履行結果の程度に及ばない場合は，同条にいう情報提供を受ける権利を付与しない。

第34条

- (1) 裁判所は，本法に従う権利の保護において，遅延すれば回復困難な金銭的又は非金銭的な損害が権利者に生じる虞があるときは，予備的差止命令によって本案判決におけるのと同じ義務を課することができる。
- (2) 裁判所は，予備的差止命令について決定する場合に，同時に職権をもって，原告に対して適正な金額の供託を義務付けること，また，課された義務の履行を当該決定の発効の前提とすることができる。裁判所は，供託の金額を決定する場合に，相手方当事者に生じる可能性がある金銭的又は非金銭的な損害の程度とともに，供託金の納付を義務付けることが権利の効果的な行使の著しい障害とならないよう原告の資産も考慮に入れる。
- (3) 裁判所は，請求に基づいて，適正な理由なしに発出された予備的差止命令の執行により直接に発生した財務上の金銭的又は非金銭的損害に係る補償として，供託金を相手方当事者に引き渡す旨を決定することができる。
- (4) (3)にいう損害の発生が知られてから6月以内に，損害賠償又は救済を求める申立が裁判所に提起されず，また当事者間で供託金の用途に関する合意も成立しない場合は，裁判所は，供託金を返還する。

第 III 部 庁における手続

第 35 条 特許出願日

- (1) 出願手続は、庁に対する出願によって開始する。
- (2) 以下に別段の規定がない限り、出願日は、少なくとも次のものを含む書類が提出されるか又は補正された日とする。
 - (a) 出願を行う旨の出願人の明白な意図を示すデータ
 - (b) 出願人の識別を可能にするデータ及び出願人の連絡先
 - (c) 明細書と思われる部分
- (3) 第 79 条(8)に基づく出願人の義務は、(2)(c)のデータとの関係での出願日の決定においては適用されない。
- (4) 庁は、出願が(2)(c)の要件を満たさない又は完全でないとする場合は、出願を補正するよう出願人に求める。
- (5) (4)にいう場合は、出願の欠落部分の補正の日を出願日とみなす。
- (6) 出願人が(4)にいう不完全性の理由による出願の補正後、補正された部分の出願を取り下げの場合は、(5)による出願日の決定は適用されない。

第 35a 条

- (1) 出願人は、出願において第 36 条(2)にいう優先権を援用した場合は、第 35 条(2)(c)にいう出願の一部に代えて先の出願への言及を用いることができる。
- (2) (1)にいう先の出願への言及には、次のものを含めるものとする。
 - (a) 第 35 条(2)(c)にいう出願の一部に代えて先の出願への言及を用いる旨の出願人の明確な意思表示
 - (b) 先の出願の出願番号
 - (c) 先の出願の出願日
 - (d) 先の出願が行われた国、更に先の出願の提出先である機関
- (3) 出願人は、庁の求めがあった場合は、2 月以内に先の出願の写しを提出しなければならない。先の出願が公用語によっていない場合において庁の求めがあったときは、出願人は、2 月以内に公用語への翻訳文も提出しなければならない。
- (4) (1)にいう先の出願への言及が(2)にいう要件を満たさない場合又は出願人が(3)にいう庁の求めに従わない場合は、出願は、されなかったとみなされる。出願がされなかったとみなされる場合は、庁は、その旨を出願人に通知する。

第 36 条 優先権

- (1) 出願人の優先権は、次の何れかを発生日とする。
 - (a) 出願日
 - (b) 最初の出願、実用新案出願又は発明者証若しくは実用証に基づいて国際条約によって認められる優先日
- (2) 国際条約に従う優先権は、出願において出願人によって主張されなければならない。
- (3) (2)にいう優先権は、最初の出願が国際条約の締約国であるか又は国際貿易機関の加盟国である国において又はそのような国に関して提出された場合に主張することができる。それ

以外の場合は、相互主義の条件に基づいてのみ主張することができる。

(4) 優先権発生日から 12 月以内に出願をした者が(2)にいう優先権を主張していない場合においても、庁は、優先権の発生日から 16 月以内に、ただし次の何れよりも遅れることなく後の優先権付与の請求がされた場合は、これに基づいて優先権を付与する。

(a) 出願日から 4 月後

(b) 出願の早期公開の請求(第 41 条(2))がされた日

(5) 出願人が状況に応じた合理的な注意を払ったにも拘らずなお優先権発生日から 12 月の満了後に出願する場合は、庁は、次のことを条件として、後の優先権付与の請求に基づいて優先権を付与する。

(a) 出願及び後の優先権付与の請求が優先権発生日から 14 月以内にされること

(b) 出願人が請求において出願の遅れについて具体的に述べ、特に期限内の出願の妨げとなった事実を述べること

(6) 庁は、出願人に対して、庁が指定する期限内に、出願人が主張する優先権を優先権に係る書類(以下「優先権書類」という)によって証明するよう求めることができるが、当該期限は、優先権発生日から 16 月以後の日でなければならない。

(7) 出願人が(6)に従って期限内に優先権を適切に証明しない場合においても、庁は、次の条件を満たして優先権書類の後の承認を求める請求が理由を付してされたときは、当該請求に基づいて優先権を付与する。

(a) 優先権書類の交付の請求が、遅くとも(6)にいう要求がされた日から 1 月以内に所轄当局にされたこと

(b) 優先権書類及び当該書類の後の承認の請求書が、出願人への優先権書類交付の日から 1 月以内に提出されたこと

(8) 発明の特許性の審査が優先権の付与に係る場合は、庁は、出願人に対して、出願人の選択に基づいて、優先権書類のスロバキア語又は欧州特許庁の公用語の 1 への翻訳文を提出するよう求めることができる。

(9) (5) 及び(7)に基づく理由付けの真実性について合理的な疑義が存在する場合は、庁は、出願人に対してその陳述を証明するよう求めることができる。

(10) 出願人は、(4)、(5) 及び(7)にいう請求をするに当たっては、手数料(第 79 条(9))を納付しなければならない。

(11) この規定及び一般拘束規則にいう条件を満たさない優先権に係る主張及び証明に関しては、庁は、手続中これを考慮に入れない。庁は、その旨を出願人に通知する。

(12) 出願人又は特許所有者から請求があった場合は、庁は、手数料(第 79 条(9))の納付を受けた後、庁に対してされた出願、国際出願又は欧州特許出願に基づく優先権を証明する優先権書類を交付する。

第 36a 条

(1) 出願人が、出願前に同一対象の実用新案をスロバキア共和国において出願している場合は、同人は、当該出願の際に、出願日の付与とともに前記実用新案出願に基づく優先権の付与も請求することができる。当該出願が実用新案出願から 36 月以内にされた場合は、庁は、当該出願に係る出願日とともに、実用新案出願に基づく優先権も付与することができる。実用新案に係る手続が停止されるか又は実用新案出願が拒絶された場合は、当該出願は、その

決定から2月以内かつ遅くとも実用新案出願から36月以内にされなければならない。

(2) (1)にいう優先権を主張する出願人は、出願から3月以内に原実用新案出願の写し、出願日又は主張している優先権の日を提示しなければならないが、提示しない場合はこれを考慮に入れないものとする。

第37条 出願

(1) 特許出願は、第10条(1)及び(3)、第11条(1)又は第12条(1)により特許を受ける権利を有する1又は複数の者がすることができる。

(2) 特許を受ける権利が複数の者に帰属する場合は、これらの中の1又は複数の者は、自己の名称で出願することができる。1又は複数の出願人と(1)により出願する権利を有する者との間で締結された合意書に基づいて請求がされた場合は、庁は、当該人を共同出願人として登録簿に記入する。

(3) 1出願には、1発明又は1の発明概念を構成するように相互に関係する1群の発明のみを含めることができる。

(4) 発明は、当該技術の熟練者が実施することができるように出願書類において明確かつ完全に記述され、説明されなければならない。

(5) 出願書類は、次のものを含まなければならない。

(a) 特許付与の請求

(b) 発明の明細書、要約及び図面(ある場合のみ)

(c) 少なくとも1の特許クレーム

(d) 出願人又は共同出願人の識別データ

(e) 発明者又は共同発明者の識別データ

(f) 出願人が発明者でない場合は、特許を受ける権利の取得に関する書類

(6) 出願人は、出願手数料(第79条(9))を納付しなければならない。

第38条 生物工学的発明の出願に関する特則

(1) 発明の対象が生物学的材料又は生物学的材料の利用方法である場合において、当該材料が公衆の利用に供されておらず、かつ、出願書類において当該技術の熟練者が実施可能なように記述することができないときは、明細書は、次のことを条件としてのみ、十分なものと認められる。

(a) 当該生物学的材料が出願日以前に適格の寄託機関に寄託されていること

(b) 提出された出願書類に、寄託された生物学的材料の特徴に関する情報であって、出願人が入手できたものが含まれていること

(c) 出願書類において、適格寄託機関の名称及び所在地、並びに寄託された試料の寄託番号が記載されていること

(2) 寄託された生物学的材料は、出願の公開日から特許付与の時までは、請求があったときに試料を提供することにより利用可能にされなければならない。出願人は、出願公開前に、庁に対してなされた請求により、寄託された生物学的材料の利用を独立の専門家に限定することができる。

(3) 特許付与後は、特許の取消又は失効の有無に拘りなく、寄託された生物学的材料は、請求があったときに試料を提供することにより利用可能にされなければならない。

(4) 寄託された試料は、請求人又は(2)第2文にいう独立の専門家が特許の有効期間中、次の義務を遵守する場合にのみ提供される。

(a) 試料又は試料から生じた物質の何れも第三者に提供しないこと

(b) 試料及び試料から生じた物質を実験目的でのみ利用すること。ただし、出願人又は特許所有者が明示的に当該義務を解除した場合は、この限りでない。

(5) 出願人は、出願公開前に、庁に対してなされた請求により、出願が拒絶されるか又は出願に関する手続が停止される場合について、出願日から20年間、寄託された生物学的材料の利用を独立の専門家に限定することができる。この場合は、(4)を準用する。

(6) 生物学的材料の公衆による利用可能性又は(1)に基づく明細書の十分性について疑義が生じた場合は、別段の証明がされない限り、利用可能性と明細書の十分性についての要件は満たされていないものとみなされる。

(7) 遺伝子の配列又は部分配列が出願の対象である場合は、発明の産業上の利用可能性は、出願において説明されなければならない。

(8) 適格の寄託機関は、国際条約に基づいて資格を獲得した又は庁により認定された生物学的材料の寄託機関である。

(9) 国際条約に基づく条件は、適格の寄託機関における生物学的材料の再寄託に適用する。

第39条 出願手続の中断

(1) 特許を受ける権利について裁判が開始された場合は、庁は、出願手続を中断する。

(2) 手続の中断中、第41条(1)にいう期限を除いて本法にいう期間の進行、期限は停止する。

(3) 出願権の喪失及び移転(第48条(3))に係る申立を認める決定が効力を生じた場合は、庁は、(1)により中断された手続を進行させる。

第40条 出願の予備審査

(1) 庁は、予備審査において次の事項を確認する。

(a) 第35条にいう出願日を決定するための条件が満たされているか

(b) 第36条にいう優先権を付与するための条件が満たされているか

(c) 出願が第37条、第38条及び第59条にいう条件を満たしているか

(d) 出願が一般拘束規則(第80条)にいう条件を満たしているか

(e) 出願人が第79条(9)にいう手数料を納付しているか

(f) 出願人が第79条(1)にいう授権された代理人によって代理されているか

(g) 出願に、明らかに第5条(1)にいう条件を満たさない対象、第5条(3)により発明とみなされない対象、又は第6条により特許性からの除外に該当する対象が含まれていないか

(2) 庁は、疑義がある場合は、出願の対象の有用性を、これを実証することにより又はその他の適切な方法により証明するよう出願人に求めることができる。出願人が有用性を証明しないか又は求めに応じない場合は、出願の対象は、利用できないとみなされる。

(3) (1)(e)及び(f)、第35条(2)、第37条(3)及び(5)若しくは第79条(9)に従って、又は一般拘束規則(第80条)に従って不備が発見された場合は、庁は、出願人に対して、当該不備を指定された期限内に是正するよう求めるか又はこの求めに応答するよう求める。出願人が指定された期限内に当該求めに応じないか又はその応答が当該求めの正当性を退けるものでない場合は、庁は、出願手続を停止する。出願人は、この結果について、求めの中で通知され

るものとする。

(4) 出願が第 37 条(1)及び(4)又は第 38 条(1)から(3)までにいう条件を満たしていない場合、又は出願の対象が明らかに第 5 条(1)にいう条件を満たしていないか、第 5 条(3)により発明とみなされないか、第 6 条により特許性からの除外対象であるか、又は(2)の仮定が該当する場合は、庁は出願を拒絶する。庁は、出願を拒絶する前に、出願人に対して、示された出願の拒絶理由について応答する機会を与える。

(5) 第 36 条(2)から(9)まで及び一般拘束規則(第 80 条)による優先権主張の条件が満たされていない場合は、庁は、出願人に対して第 36 条(1)(a)による優先権を付与する。

第 41 条

(1) 庁は、優先権の発生から 18 月が満了した後遅滞なく出願を公開し、これを公報において伝達する。

(2) 出願人が優先権の発生から 12 月以内に請求しかつ手数料(第 79 条(9))を納付した場合は、庁は、(1)に規定する期間の満了前においても出願を公開することができる。発明について既に特許が付与されている場合は、庁は、(1)に規定する期間の満了前に出願を公開する。ただし、出願人の同意がない限り、優先権の発生から 12 月の満了前に出願を公開してはならない。

(3) 庁は、出願の対象である発明に係る技術水準に関する調査報告を出願とともに公開することができる。

第 42 条

(1) 出願が公開された後は、何人も出願の対象の特許性についての異議を庁に申し立てることができる。庁は、出願の実体審査において異議申立を考慮に入れるものとする。

(2) (1)に基づいて異議を申し立てた者は、出願手続の当事者にはなれない。ただし、出願人は、申し立てられた異議について通知を受け、それに応答することができる。

第 43 条 出願の実体審査

(1) 庁は、出願人若しくは第三者の請求に基づいて又は職権により、遅滞なく出願についての実体審査を行い、その中で出願が本法に規定する特許付与の条件を満たしているか否かを確認する。

(2) 実体審査の請求は、出願(第 35 条)から 36 月以内にしなければならない。また、これを取り下げることはいできない。請求人は、請求とともに手数料(第 79 条(9))を納付しなければならない。

(3) 実体審査の請求が(2)に定める期限内に適切にされず、また、同期限内に庁が職権による出願の実体審査を開始しない場合は、庁は、出願手続を停止する。

(4) 庁は、第三者の請求に基づいて又は職権により実体審査を開始した場合は、そのことを遅滞なく出願人に通知する。

第 44 条

(1) 特許付与に係る条件(第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条)が満たされていない場合は、庁は、出願を拒絶する。ただし、出願を拒絶する前に、庁は、出願人に対して、出願拒絶の理由について応答する機会を与えるものとする。

- (2) 庁が実体審査中に出願予備審査の対象である出願についての要件不備又は条件を満たしていないことを確認した場合は、庁は、第40条(2)から(5)までに従って手続を進める。
- (3) 同一の対象について複数の出願がされた場合は、1のみの特許が1の出願人に付与される。
- (4) 出願の対象が所定の条件を満たしかつ出願人が適正な手数料(第79条(9))を納付した場合は、庁は出願人に特許を付与し、出願人は特許所有者となる。庁は、特許所有者に特許証を交付し、特許付与について公報で公告する。
- (5) 特許所有者は、特別規則に基づく維持手数料を納付しなければならない。

第45条 出願の補正及び分割

- (1) 出願人は、出願についての手続中に出願を補正することができる。補正及び変更により出願された時点での出願の範囲を超えることがあってはならない。
- (2) 出願人は、第44条(4)に基づく特許付与の時までは出願を分割することができる。庁は、分割出願が原出願の範囲を超えないことを条件として、原出願に基づく出願日及び優先権を分割出願に付与する。
- (3) 第43条に従って実体審査が開始された後に出願が分割された場合は、当該分割出願は、実体審査請求の対象であった出願であるとみなされる。

第46条 特許の取消及び一部取消

- (1) 第三者の請求又は職権による手続において次の事由の何れかが証明された場合は、庁は、特許を取り消す。
- (a) 第5条から第9条までの特許付与の要件が満たされていないこと
- (b) 発明が、特許において、当該技術の熟練者によって実施可能な程度に明確かつ完全に開示及び説明されていないこと
- (c) 特許の対象が出願の内容を超えていること。これは、分割出願に基づいて付与された特許の対象が分割出願の内容を超える場合にも適用される。
- (d) 特許による保護範囲が拡大されていること
- (e) 所有者が、第10条(1)及び(3)、第11条(1)又は第12条(1)に基づいて特許を受ける権原を有する者とは認められないこと
- (f) 特許付与の時点において有効であった規則にいう特許付与の要件が満たされていなかったこと
- (2) 特許取消の理由が特許の一部のみに係る場合は、特許は、取消理由が確認される範囲でのみ取り消され、特許クレーム、明細書又は図面が補正される。
- (3) 特許が取り消された場合は、当該特許は、取り消された範囲内において付与されなかったものとみなされる。
- (4) 請求人が自己の法律上の利益を証明できる場合は、庁は、特許の失効後も特許を取り消すことができる。
- (5) 庁は、(1)にいう理由が存在する場合でも、特許所有者の請求があるときは、(2)により特許を部分的に取り消すことができる。
- (6) 庁は、特許の取消及び部分的取消の決定を公報で公告する。
- (7) (1)及び(5)により請求をする者は、請求とともに手数料(第79条(9))を納付しなければ

ならない。

第 47 条

(1) 特許の取消若しくは部分的取消の請求(以下「取消請求」という)が一般拘束規則(第 80 条)に規定される要件を満たしていない場合、取消を請求する者が第 79 条(1)にいう授権された代理人によって代理されていない場合、又は手数料(第 79 条(9))が納付されていない場合は、庁は、請求人に対してその指定する期限内に不備を是正するよう求める。請求人が指定された期限内に求めに応じない場合は、庁は、取消請求に関する手続を停止する。請求人は、前記の求めの中でこのことについて通知を受ける。

(2) 庁は、(1)による手続の停止をしない場合は、取消請求を特許所有者に通知して、指定する期限内にこの請求に応答するとともに証拠及び追加書類を提出するよう求める。

(3) 求めの中で指定された期限内に特許所有者が応答しない場合は、庁は、手続を進めるものとし、ファイルの内容に基づいて決定を行うことができる。

(4) 庁は、特許所有者が第 79 条(1)にいう授権された代理人によって代理されていない場合にも、(3)に基づいて手続を進める。所有者が所定の期限内に授権書提出の求めを遵守しない場合は、所有者は、取消請求に応答しなかったものとみなされる。

(5) 両当事者が提出した書類によって決定を行うことが不可能な場合は、庁は、口頭手続の日を決定する。同時に、庁は、所有者の請求があったときは、請求人に対して所有者の陳述書を送付する。

(6) 適正に召喚された当事者の何れかが口頭手続に欠席した場合においても、庁は手続を進め、本案についての決定を行うことができる。

(7) 第 46 条(1)にいう手続においては、取消請求の拡張又は補足も、また特許所有者の陳述の拡張又は補足も許されない。このような拡張又は補足がされても、庁は、手続及び決定においてこれらを考慮に入れない。

(8) 第 46 条(1)にいう特許取消に関する手続の際は、第 46 条(5)に基づく所有者の請求に関する手続は停止される。

第 48 条 特許の没収及び移転

(1) 庁は、請求を受けた場合において次の条件が満たされるときは、登録簿に記入されている特許所有者から特許を没収するものとし、請求人は特許所有者として記入される。

(a) 裁判所の有効な判決により、所有者として当初記入された者が第 10 条(1)及び(3)、第 11 条(1)又は第 12 条(1)に基づいて特許を受ける権利を有する者でないと決定されたこと

(b) 裁判所の有効な判決による、特許を受ける権利を有する者又はその者の法律上の権原承継人によって請求がされること

(c) 請求が当該判決の確定日から 3 月以内にされること

(2) (1) (a) の要件が満たされている場合において、(1)にいう請求がまったくされないか又は授権されている者によってされないか若しくは指定期限内にされないときは、庁は、第 46 条(1) (e)にいう理由により職権で特許を取り消す。

(3) (1)は、出願に基づく権利の没収及び当該権利の権原を有する者への移転に準用する。(2)にいう事由により出願に基づく権利が移転されなかった場合は、庁は、第 40 条(4)に基づいて出願を拒絶する。

- (4) (1)から(3)までにいう手続には、第47条(1)から(6)までを準用する。
- (5) (1)又は(3)に基づく請求をする者は、手数料(第79条(9))を納付しなければならない。

第49条 確認手続

- (1) 庁は、特定の対象がある特許の保護範囲に含まれるか否かを尋ねる請求(以下「確認請求」という)がされた場合は、これについての決定を行う。
- (2) 請求人の明確な請求内容から判断して、庁の決定により自己の権利及び義務に影響を受ける可能性がある者も、(1)にいう手続の当事者となる。
- (3) 本法によって保護される権利を対象とする係属中の訴訟手続に関連して確認請求がされた場合は、自己の権利及び義務が当該確認手続及びその結果としての決定によって影響を受ける可能性がある当該訴訟のすべての当事者は、確認手続の当事者となる。
- (4) 請求人のみが当事者となる手続については、第47条(1)、(5)第1文及び(6)の規定が準用される。その他、確認手続には第47条(1)から(6)までの規定が準用される。
- (5) 確認請求をするに際し、請求人は、第79条(9)による手数料を納付しなければならない。

第50条 特許のライセンス、担保権、譲渡又は移転並びに訴訟の登録簿への記入

- (1) 特許のライセンス、担保権、譲渡又は移転の登録簿への記入請求(以下「権利の記入請求」という)並びに訴訟の記入請求については、第47条(1)を準用する。
- (2) 疑義がある場合は、庁は、権利の取得を証明する特許証の認証謄本若しくは原本又はその他の補足的データの提出を求めることができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、強制ライセンスには適用されない。強制ライセンスについては、その付与に関する有効な裁判所の決定の送達を受けて、庁が職権で登録簿に記入する。
- (4) 本法で保護されている権利を対象とする訴訟の当事者が裁判所の認証がある訴状の写しを提出して請求した場合は、庁は、当該請求が庁に提出された日を発効日として、当該訴訟が係属している旨を当該訴訟の対象とともに登録簿に記入する。
- (5) (1)及び(4)による請求をする際に、請求人は、手数料(第79条(9))を納付しなければならない。

第51条 更なる手続

- (1) 一定の行為を行う期限として庁が設定した期限を延期することを手続の当事者が当該期限の到来前に求めた場合は、庁は、当該期限を延期することができる。
- (2) 庁への手続の当事者が、一定の行為を行う期限として庁が定めたものを遵守することができなかった場合は、その者は、庁に対して更なる手続を求めるとともに、当該期限不遵守の結果として出された庁の決定の送達後2月以内に当該不履行行為を履行することができる。
- (3) (1)又は(2)に基づく請求をするに際して、請求人は、手数料(第79条(9))を納付しなければならない。
- (4) 第47条(1)及び(2)に基づく期限の場合は、(2)に基づく請求は拒絶される。
- (5) (4)に基づいて、庁は、期限の延期又は更なる手続に係る請求を拒絶するが、請求拒絶の決定の前に、請求人に対して、請求拒絶の根拠とした理由について応答する機会を与える。
- (6) 庁が更なる手続の請求を許容する場合は、期限不遵守の結果として出された決定の法的効果は停止するか又は発生しない。

(7) (1)による請求について、請求人が(3)に従い期限内に手数料を適正に納付したにも拘らず、請求がされてから2月以内に庁が拒絶の決定を出さない場合は、請求は容認されたものとみなされる。

第52条 原状回復

(1) 庁への手続の当事者が、事情により要求されるすべての当然の注意にも拘らず、当該行為の不履行の結果が手続の終了又は他の権利の喪失となるときに期限を遵守できなかった場合は、その者は、当該期限履行の障害がなくなってから2月以内に、ただし遅くとも遵守されなかった期限の到来から12月以内に、庁に対して原状回復を請求すると同時に、不履行行為を履行することができる。

(2) (1)にいう請求をするに際し、請求人は、手数料(第79条(9))を納付しなければならない。

(3) 手続の当事者は、(1)に規定する期限内に原状回復請求において、当該行為の履行を妨げている事実及び当該行為の不履行を生じている障害が除去された日付を陳述しなければならない。庁は、請求についての決定に際し、(1)にいう期限の到来後に提出された陳述は考慮に入れない。

(4) (3)にいう陳述の真実性に疑義がある場合は、庁は、手続の当事者に対して、その陳述を証明するよう請求することができる。

(5) 次のものに係る期限が遵守されなかった場合は、原状回復の請求は認められない。

(a) 第51条(2)にいう更なる手続の請求及び(1)にいう原状回復の請求の提出

(b) 第36条(4)、(5)及び(7)にいう優先権の追加的付与及び証明

(c) 第55条(1)にいう庁での手続における救済請求の提出

(d) 第47条(1)及び(2)にいう行為の履行

(6) 庁は、(1)及び(3)にいう条件が遵守されていない場合、(5)に従って認めることが不可能な場合、又は請求人が(4)に基づいて自己の陳述を証明しなかった場合は、原状回復の請求を拒絶する。ただし、当該拒絶の前に、庁は、拒絶理由として確定した事由について応答する機会を請求人に与えなければならない。

(7) 庁が原状回復の請求を認める場合は、期限不遵守の結果として出された決定の法的効果は、終止するか又は発生しない。

(8) 期限不遵守の結果として出された決定の発効から(7)に基づく当該決定の法的効果の消滅までの期間中に、スロバキア共和国の領域内において、善意で、出願又は特許の対象である発明を実施したか又はそのような発明の実施を直接の目的とする立証可能な準備をした第三者は、発明の実施に対する対価支払義務を負うことなく、自己の事業活動内において当該発明を実施する権利を有するものとする。

(9) (8)による実施者の権利の譲渡又は移転は、当該発明が実施されている会社又は当該部分の譲渡又は移転の一環としてのみ行うことができる。

第53条 決定の理由

(1) 庁への手続の当事者(以下「当事者」という)は、自己の陳述を裏付ける証拠を提出し又は申し出なければならない。

(2) 庁は、その裁量により、証拠をそれぞれ独立に又は相互に関連付けて用い、かつ、評価する。

(3) 庁は、当事者が提出し又は申し出た証拠の行使から確認した事実に基づいて決定を行う。

第54条 手続の費用

(1) 手続の費用とは、特に当事者及びその代理人の現金経費であり、これには手数料、当事者の逸失収入、証拠関連費及び特許代理人及び弁護士又は商業弁護士による代理に係る報酬が含まれる。

(2) 各当事者は、自らにかかった手続の費用及び自己の代理人にかかった手続の費用を負担しなければならない。

(3) 証人は、現金経費及び逸失収入について補償される。この権利は、審理から又は証人が審理中止の通知を受けた日から3日以内に主張されないときは消滅する。

(4) 鑑定人報告が提出された場合は、鑑定人は、特別規則に基づく現金経費の補償及び報酬を受ける権原を有する。

(5) 証拠に関する手続の期間中、書類を提出する義務又は物品の検査を受ける義務を庁に課された者は、手続の当事者でない場合は、証人と同じ権利を有する。

(6) 庁は、証拠を申し出た当事者に対して、当該証拠に係る費用の推定される額の前払金を預託するよう命じることができる。ただし、このような義務を課することによって当事者の権利の行使が著しく阻害される場合はこの限りでない。

(7) 当事者が所定の期限内に前払金預託の求めに応じない場合は、庁は、当該証拠申出がなかったものとして手続を進める。

(8) (6)にいう庁に対する前払金により填補されない費用がある場合は、庁は、当該非填補部分の補償を手続に敗れた当事者から受けることができる。

(9) 庁は、手続に勝った当事者が手続に敗れた当事者に対して自己の権利を効果的に執行するために負担した費用の補償を受けることができる旨を宣言することができる。一方の手続当事者が本案について部分的にのみ勝った場合は、庁は、費用補償額を比例按分するか又は何れの当事者にも費用の補償を受ける権利を付与しないものとする。

(10) 当事者は、本案判決が出される日以前に手続費用の補償請求をしなければならない。

第55条 救済

(1) 庁の決定に対する審判請求は、決定の申渡しから30日以内に提起することができる。

(2) 庁は、審判請求に対して決定を行うに際し、審判請求の範囲に拘束される。ただし、これは次の事項については適用されない。

(a) 手続を職権によって開始することができる事項

(b) 一方側の複数の手続当事者に係る共同の権利又は義務

(3) 審判請求は、次のような決定についてはすることができない。

(a) 更なる手続又は原状回復を求める請求を容認する決定

(b) 第79条(6)に基づいて手続を停止する決定

(4) 2008年1月1日削除

第56条 データの閲覧可能性

(1) 庁は、特許出願が公開されるまでは、出願人の同意を得なくても、発明者及び特許出願人が誰であるかのデータ、特許出願の名称及び出願番号並びに優先権についてのデータに限

って第三者に知らせることができる。ただし、別段の規定がある場合はこの限りでない。

(2) (1)に拘らず、庁は、請求に基づいて、特許所有者若しくは出願人であって、未公開出願が当該特許所有者又は当該出願人の特許又は出願に関連している場合の者、又は未公開出願に基づく権利が適用されている者に対して、未公開出願に関するファイルの閲覧を認めるものとする。

(3) 別段の規定がない限り、出願の公開後は、庁は、請求に基づいて何人に対しても、出願又は特許に関するファイルの閲覧を認めるものとする。

(4) ファイル閲覧の権利には、手数料の納付により、写真複写を行う権利が含まれる。

(5) 第37条(5)に従い出願に記載されている発明者からの書面による請求に基づいて、庁は、第三者に対して、特に、出願の公開、特許付与通知、特許証の交付、登録抄本の交付及びファイル閲覧において、発明者の識別データを利用させないものとする。

(6) 緊急の法律上の利害を証明した書面による請求に基づいて、庁は、請求人が特定する者が出願において発明者とされているか否かを請求人に通知することができる。

(7) 出願人又は特許所有者からの書面による請求があった場合は、業務上の秘密又はその他の秘密情報であってその公表が手続の当事者を含む第三者の情報に係る権利を確保する上で必要でないものを含むファイルの部分は、ファイル閲覧の対象から除外される。

(8) (1)から(3)までにいう権利は、特別規則によって守秘されている出願及び特許、票決に関する記録、並びに補足的注記又は決定、評価若しくは見解の草案を含むファイルの部分については主張することができない。

第57条 登録簿及び公報

(1) 庁は、次のものを備えておく。

(a) 出願及び付与された特許に関する確定データを記入する登録簿

(b) スロバキア共和国を指定して付与された欧州特許に関する確定データを記入する欧州特許登録簿

(c) 医薬品又は植物保護製品に係る補充的保護証明書付与を求める申請、及び医薬品又は植物保護製品に関して付与された補充的保護証明書に関して決め手となるデータを記入する登録簿

(2) (1)にいう登録簿に記入されたデータは、所轄当局の別段の決定がない限り、有効なものとみなされる。

(3) 所轄当局の有効かつ執行可能な決定に基づく登録簿記入データの変更は、効力条項を付した当該決定の引渡し後に、庁により遅滞なく登録簿に記入される。

(4) 法律又は所轄当局の決定に基づくデータ及び事実の記入は、特別規則に基づいて手続中に下された決定とはみなされない。

(5) (1)にいう登録簿は、何人も閲覧することができる。

(6) 庁は、公開された特許出願、欧州特許出願並びに特許、欧州特許、補充的保護証明書及びそれらの保護に関する事実を公表する公報を発行する。

第58条 国際出願

(1) 国際出願は、次の者が庁にすることができる。

(a) スロバキア共和国の国民である自然人

(b) スロバキア共和国の領域内に住居、本拠、事業所又は組織の構成部分を有する自然人又は法人

(2) 出願人は、国際出願に関する行為について手数料(第 79 条(9))を納付し、かつ、特許協力条約に規定する手数料を庁を通じて納付しなければならない。

(3) スロバキア共和国での特許の付与を請求する国際出願の出願人は、優先日から 31 月以内に庁に対して当該国際出願をするとともに、出願手数料(第 79 条(9))を納付し、かつ、出願の公用語への翻訳文を提出しなければならない。

(4) スロバキア共和国での特許の付与を請求する国際出願の出願人が(3)にいう期限内に当該国際出願を庁に提出しなかった場合は、庁は、第 36 条(1)(a)により当該出願に優先権を付与する。

(5) 庁は、(3)にいう条件が満たされていることを前提として、出願人の請求に基づいて、(3)にいう期限が到来する前でも国際出願の手続を開始することができる。

第 59 条 秘密情報の保護

(1) 出願書類に特別規則にいう秘密情報が含まれることを国内出願人が知っているか又は状況から当然に知っている筈である場合は、当該人は、出願書類において出願の秘密保全を請求しなければならない。

(2) 出願人は、国際出願又は欧州特許出願についても、(1)に従って庁に出願しなければならない。

(3) 庁は、出願日(第 35 条)を付与した後、特別規則に基づく出願書類についての秘密保全の決定を求める請求又は外国での出願について許可を求める請求とともに、出願書類一式を国家保安庁(以下「保安庁」という)に提出する。

(4) 出願人が(1)により出願書類の秘密保全を請求しない場合においても、庁は、(3)により手続を進めることができる。

(5) 保安庁は、(3)にいう請求について決定を行い、その決定を庁に送付する。スロバキア共和国に対して拘束力を有する国際条約又は国際協定において認められている場合は、保安庁は、前記決定に、当該出願の対象が出願提出先である締約国によって守秘されるべきことを求める補足請求を付するものとする。庁は、保安庁の決定を出願人に通知する。

(6) 欧州特許出願でも国際特許出願でもない(1)にいう出願は、出願人の請求に基づいて(3)により出される保安庁の許可に基づいてのみ、直接外国においてすることができる。

(7) 出願の秘密保全の結果として又は外国出願の許可請求が拒絶されたことの結果として特許の商業利用(第 3 条(h))が妨げられたか又は制限されたことによる金銭的損害を特許所有者が被った場合は、特許所有者は、当該秘密出願の対象について管轄権を有するスロバキア共和国の所轄当局に対して、金銭的損害の補償を求めることができる。

(8) (7)にいう金銭的損害の金額の決定に関しては、第 11 条(5)を準用する。

(9) スロバキア共和国に対して拘束力を有する国際条約又は国際協定に従いその締約国又は外国出願人が秘密保全を請求する特許出願、欧州特許出願及び国際出願は、特別規則に基づいて、秘密保全の対象であるとみなされる。締約国を代理して行為するものでない外国出願人は、出願の対象が締約国によって守秘対象とされていることを証明し、スロバキア共和国での出願についての締約国の許可書を提出し、また、スロバキア共和国の領域内で当該出願が守秘されることの結果として生じることがある被害その他金銭的損害についての補償請求

の放棄宣言書を添付しなければならない。

(10) 本法の規定は、公開(第41条)、及び秘密の出願又は特許に関するデータの閲覧可能性(第56条)を例外として、特別規則に基づいて秘密出願又は秘密出願とみなされる出願についての手続に適用される。

(11) 保安庁が特定の出願に特別規則にいう秘密が含まれていないと判断した場合は、庁は、その事実を出願人に通知し、秘密保全についての取扱いを適用することなく当該出願について手続を進める。

第 IV 部 欧州特許条約の施行

第 60 条 欧州特許出願の効力

(1) スロバキア共和国を指定する欧州特許出願(以下「欧州特許出願」という)は、付与された出願日又は欧州特許出願人が主張する優先権の発生日から、同日に第 35 条に従いなされた特許出願又は第 36 条による同日の優先権日を有する出願と同一の効力を有する。

(2) 欧州特許庁により欧州特許出願が公開され、かつ、それに続いて特許クレームのスロバキア語への翻訳文が提出され、欧州特許出願の出願人により公告手数料(第 79 条(9))が納付された場合は、庁は、当該特許クレームの翻訳文を公衆の閲覧に供し、かつ、この事実を公報で公告する。

(3) 欧州特許がスロバキア共和国での効力をもって付与されることを条件として、当該欧州特許出願の出願人は、(2)に従い特許クレームの翻訳文が公衆に閲覧可能にされた日から、本法に基づく出願人と同一の権利を有する。

(4) 欧州特許出願又はスロバキア共和国の指定が欧州特許庁への手続において取り下げられたか又は取下とみなされる場合は、当該出願手続は、第 40 条(3)により停止されたものとみなされる。欧州特許出願の拒絶は、第 40 条(4)による出願の拒絶と同一の効力を有する。

(5) 更なる手続又は原状回復に関する欧州特許庁の決定は、第 51 条(6)又は第 52 条(7)及び(8)による庁の決定と同一の効力を有する。

第 61 条 欧州特許出願の変更

(1) 欧州特許出願の国内出願への変更(以下「変更」という)の請求が欧州特許条約第 135 条に基づいてされた場合は、庁は、この出願についての手続を第 III 部に従って開始するか又は欧州特許条約第 135 条(2)に従って手続を進める。

(2) 出願人は、庁の求めに基づいて、欧州特許出願のスロバキア語への翻訳文を 3 月以内に提出し、かつ、出願手数料(第 79 条(9))を納付しなければならない。

(3) 欧州特許出願が取り下げられた日若しくは取下とみなされる旨の通知が送付された日から 3 月以内に変更の請求がされないか、又は欧州特許出願の拒絶若しくは欧州特許の取消の決定があった場合は、出願人は、提出した欧州特許出願に基づく優先権を放棄しなければならない。

(4) 変更の請求が欧州特許条約第 135 条及び第 137 条に違反してされた場合は、庁は、その請求を拒絶する。

(5) 2008 年 1 月 1 日削除

第 62 条 欧州特許出願及び欧州特許の拘束的文言

(1) 欧州特許出願の内容であって、欧州特許庁への欧州特許出願についての手続言語による欧州特許の文言によって修正されたものは、そのような欧州特許出願及び欧州特許に基づく保護の範囲の決定における決め手となる。

(2) 第 63 条(2)に従って庁に提出されたスロバキア語への特許明細書の翻訳文及び第 60 条(2)に従って庁に提出された特許クレームの翻訳文に準拠した保護の範囲が欧州特許庁への手続言語による欧州特許出願の文言及び欧州特許より狭い場合は、欧州特許の取消手続に係る場合を除いて、スロバキア語への翻訳文が拘束力を有する文言となる。

(3) 欧州特許出願の出願人及び欧州特許の所有者はいつでも、第 60 条(2)による特許クレームのスロバキア語への修正翻訳文又は第 63 条(2)による欧州特許明細書のスロバキア語への修正翻訳文を提出することができる。修正翻訳文が提出されかつ手数料(第 79 条(9))が納付された場合は、庁は、修正翻訳文を公衆の閲覧に供し、その旨を公報で公告する。

(4) 修正翻訳文は、それが閲覧可能であることを公報で公告した日から、元の翻訳文に代わって効力を有する。

(5) 対象期間内において有効なスロバキア語翻訳文からすると欧州特許の範囲内に該当しない発明の対象を実施する第三者の権利は、これら第三者が当該発明の対象をスロバキア共和国の領域内において善意で実施しているか又は発明の対象の実施のための立証可能な準備をしている場合は、修正翻訳文の発効によって影響を受けない。

第 63 条 欧州特許の効力

(1) スロバキア共和国を指定して欧州特許庁によって付与された欧州特許は、欧州特許公報における欧州特許付与の公告の日から、第 44 条(4)に従い付与された特許と同一の効力を有する。

(2) 欧州特許の所有者は、欧州特許付与の公告日から 3 月以内に、特許明細書のスロバキア語への翻訳文を庁に提出し、公告手数料(第 79 条(9))を納付し、また、スロバキア共和国の領域内での通信宛先を庁に通知しなければならない。

(3) 欧州特許の所有者が(2)にいう期限内に欧州特許明細書の翻訳文を庁に提出しない場合は、当該人は、(2)にいう追加手数料が翻訳文の提出とともに納付されることを条件として、3 月の追加期間内にこの翻訳文を提出することができる。

(4) 欧州特許明細書のスロバキア語への翻訳文が(3)にいう条件に基づく追加期間内に提出されない場合は、当該欧州特許は、スロバキア共和国の領域内では当初から効力を有さないものとみなされる。

(5) 特許所有者がスロバキア共和国の領域内での通信宛先を庁に通知しない場合は、当該特許に関する庁の通信は庁に留め置かれ、留置日から 30 日以内に送達されたものとみなされる。庁は、この効果について出願人に通知しなければならない。

(6) (2)又は(3)にいう条件が満たされた場合は、庁は、当該欧州特許明細書の翻訳文を閲覧可能にし、その旨及び欧州特許の付与を公報(第 57 条)で公告する。

(7) 欧州特許付与について欧州特許公報で公告した後、庁は、当該欧州特許を、欧州特許登録簿に記入したデータとともに欧州特許登録簿に記入する。

第 64 条 二重保護の禁止

同一の特許所有者又はその法律上の権原承継人が欧州特許を付与されている発明についての国内特許を同一の優先権をもって付与された場合において、当該欧州特許についての異議が申し立てられていないときは当該異議申立期間が満了した日から、また、異議が申し立てられているときは当該異議申立手続において欧州特許を維持する欧州特許庁の決定が発効した日から、国内特許は欧州特許と重なり合う範囲において無効となる。

第 65 条 欧州特許の取消又は修正された文言での維持

(1) 欧州特許を部分的又は全面的に取り消すか又は欧州特許を修正された文言で維持する欧

州特許庁の決定は、スロバキア共和国において、第 46 条による庁の決定と同じ効力を有する。

(2) 欧州特許が取り消され又は修正された文言で維持された場合は、庁は、これを公報で公告する。

(3) 欧州特許が、欧州特許庁の決定により、欧州特許条約第 101 条による異議申立手続において文言を修正の上維持されたか又は欧州特許条約第 105b 条による手続において限定された場合は、当該欧州特許所有者は、当該修正の欧州特許公報での公告日から 3 月以内に、特許明細書の修正文言のスロバキア語翻訳文を庁に提出し、かつ、公告手数料(第 79 条(9))を納付しなければならない。

(4) 欧州特許所有者が文言を修正された欧州特許明細書のスロバキア語翻訳文を提出しない場合又は(3)にいう期限内に公告手数料を納付しない場合は、当該欧州特許は、スロバキア共和国において当初から効力を有さないものとみなされる。

(5) 庁は、欧州特許条約第 139 条に関連して同第 138 条に基づく特許取消事由の存在が請求による又は職権による手続において証明された場合は、スロバキア共和国を指定する欧州特許を第 46 条(2)から(7)まで及び第 47 条に規定する条件に基づいて取り消す。ただし、次のことを条件とする。

(a) 欧州特許条約にいう異議申立期間が申立なしに満了したこと、又は

(b) 当該欧州特許が欧州特許庁への異議申立手続において取り消されていないこと

(6) ある欧州特許の取消手続が庁に係属している場合において、その欧州特許に対する異議申立手続が欧州特許庁において開始されるか又は同庁に係属しているときは、庁は、取消手続を停止する。当該欧州特許が取り消されないままに欧州特許庁における異議申立手続が終了した場合は、庁は、何れかの当事者による請求に基づいて、欧州特許取消手続を再開する。欧州特許庁の決定の発効後 6 月以内に特許取消手続の再開が請求されない場合は、庁は、取消手続を停止する。

第 66 条 欧州特許出願の提出

(1) 法人又は自然人は、庁に対して欧州特許出願をすることができる。

(2) (1)は、欧州特許条約第 76 条に基づく分割欧州特許出願には適用されない。

第 67 条 手数料

スロバキア共和国において欧州特許の効力を維持するには、その所有者は、特別規則に基づいて維持手数料を毎年納付しなければならない。

第 V 部 2007 年 3 月 1 日削除

第 68 条—第 78 条 2007 年 3 月 1 日削除

第 VI 部 共通規定、授權規定、経過規定及び廃止規定

第 79 条 共通規定

(1) 庁における手続の当事者は平等の地位を有するが、スロバキア共和国内に住所も所在地も有していない当事者は、本法第 IV 部に従った翻訳文提出の場合を含め、手続において授權された代理人によって代理されなければならない。ただし、次の行為に関してはこの限りでない。

- (a) 第 35 条に基づく出願日の決定の前提となるか又はこれに係る行為
- (b) 手数料の納付に係る行為
- (c) 第 36 条に従った優先権の証明に係る行為

(2) (1)に基づく必要的代理の例外的取扱いを申請する場合は、当該手続当事者は、スロバキア共和国の領域内の通信宛先を庁に通知しなければならない。手続当事者が当該通信宛先を庁に通知しない場合は、手続に関する庁の通知は庁に留め置かれ、留置日から 30 日が満了した時に送達されたとみなされる。当事者には、このことが通知されなければならない。

(3) 本法に基づいてされる庁における手続には、行政手続法が適用される。ただし、同法第 19 条、第 23 条、第 28 条から第 32 条、第 39 条、第 49 条、第 50 条、第 59 条(1)及び第 60 条の規定を除く。

(4) 本法の規定は、特別規則にいう証明書を対象とする法律上の関係の発生、変更及び消滅、並びに特別規則にいう証明書に関する手続に準用される。ただし、特別規則に別段の規定がある場合はこの限りでない。

(5) 手続の当事者が所定の期限内に庁の求めに従わない場合は、庁は、手続を停止することができる。当事者には、求めの中でこの効果について通知されなければならない。

(6) 以下に別段の規定がない限り、自己の申請、申出又は請求が手続の対象となっている当事者の請求があった場合にも、庁は、手続を停止することができる。手続停止の請求は、取り下げることができない。

(7) 登録簿に記入されている訴訟に係する申請又は証明書付与の申請についての手続の停止を求める請求がされた場合は、庁は、登録簿への訴訟の記入請求をした者の書面による同意が提出されたときにのみ、手続を停止することができる。

(8) 本法又は一般拘束規則(第 80 条)に別段の規定がない限り、庁への提出は、公用語による書面でされなければならない。

(9) 本法に基づく行為に関し、及び特別規則に基づく行為に関しては、特別規則にいう手数料が納付されなければならない。

(10) 庁への提出は、電子媒体によって行われるものとする。当該提出に電子署名が付されていない場合は、提出には 1 月以内に書面様式を付加しなければならず、そうしない場合は、当該提出は法律上効力を有さないものとみなされる。

第 80 条 授權規定

庁が制定する一般拘束規則は、次の事項について規定する。

- (a) 優先権を主張し、証明する方法及び要件についての詳細
- (b) 特許出願の提出及び要件についての詳細
- (c) 適格の寄託機関への生物学的材料の再寄託の要件、及び寄託材料を公衆の利用に供する

ための要件

- (d) 分割出願，出願の補正及び一定の過誤の是正に関する詳細
- (e) 特許取消を求める請求，特許の没収及び移転を求める請求，決定を求める請求，更なる手続を求める請求，並びに原状回復を求める請求の要件についての詳細
- (f) 国際出願の方法及び要件，その翻訳文，並びに出願言語についての詳細
- (g) 欧州特許出願の方法及び要件についての詳細
- (h) 特別規則にいう証明書の取消及び特別規則にいう証明書の補正を求める請求の提出の方法及び要件についての詳細，並びに特別規則にいう証明書の取消及び補正に関する手続についての詳細
- (i) 一般的な庁への提出の方式並びに電子媒体による送達及び提出についての詳細
- (j) 登録簿への権利の記入請求の提出の方式及び要件についての詳細
- (k) ライセンスの申出及びその受諾の方法及び要件についての詳細
- (l) 登録簿に記入されるデータ及び公報で公告されるデータについての詳細
- (m) 特別規則にいう秘密の出願，特許及び証明書に係る事項に関する手続の体制についての詳細
- (n) 発明者証の特許への変更を求める請求の提出方法及び要件についての詳細
- (o) 本法による手続の当事者の行為について庁が決定する期限

第 81 条 経過規定

- (1) 本法の施行前に生じた法律上の関係の発生，変更及び消滅は，従前の規則によって判断される。
- (2) 本法の施行前に法的に終結していない発明出願に関する手続及び特許に関する手続は，本法に従って終結される。ただし，発見，発明，合理化提案及び意匠に関する法令集法律 No. 84/1972 に基づいてされた発明出願については，庁が職権により実体審査を行う。
- (3) 従前の規則に基づいてされた発明出願は，本法に基づく出願とみなされる。
- (4) (1) 及び(3)にいう発明出願の対象が本法施行前に従前の規則に定める条件に基づいて実施されている場合は，第三者の権利は影響を受けない。従前の規則に従い発明者証の付与請求がされている発明の対象の実施について対価を受ける発明者の権利は，影響を受けない。

第 82 条

- (1) 法令集法律 No. 84/1972 に基づいて付与された発明に係る発明者証は，出願から 15 年間有効とする。
- (2) 従前の規則に基づいて発明を管理する権利を有する組織又は当該権利を付与された組織は，特許所有者と同一の権利を有するものとする。
- (3) 法令集法律 No. 84/1972 第 28 条(a)に定める条件以外の方法で創作され，従前の規則により付与された発明者証によって保護されている発明であって，当該発明を処理する権利を有するか又は当該権利を付与された組織によって実施されていないものについては，発明者は，当該発明者証の有効期間中いつでも，庁に対して発明者証の特許への変更を請求すること(以下「変更請求」という)ができる。請求人が変更請求を行う際は，手数料(第 79 条(9))を納付しなければならない。
- (4) 庁は，変更請求及び変更決定を公報で公告する。変更請求の公告から 3 月が経過するま

では、何人も当該変更請求に対して異議を申し立てることができる。

(5) 変更請求に基づいて付与された特許は、発明の出願日から 15 年間有効とする。変更請求に基づいて付与された特許に基づく諸権利は、変更請求が公報で公告された日から効力が生じる。

(6) 発明者証によって保護されている発明が法令集法律 No. 84/1972 第 28 条(a)に定める条件に基づいて創作されたものでない場合は、当該発明者は、当該発明を自己の事業活動で利用することができる。

第 83 条

(1) 発明者証によって保護されている発明の実施で、1991 年 1 月 1 日前に従前の規則に従って開始されているか又はその日前に契約に基づいて権利が付与されているものは、特許所有者の権利を侵害するものではない。当該発明実施に関して従前の規則により対価を得る発明者の権利は、それにより影響を受けない。

(2) 発明実施の対価についての請求、発明に関する図面、ひな形又は原型の作成に係る合理的な費用の補償請求、発明の創作、テスト又は導入への主導的参加に対する報酬、及び発明実施の可能性の指摘に対する報酬の請求で本法の施行前に生じているものは、従前の規則に従って決定される。

(3) 本法の施行後に、第 82 条(2)にいう特許所有者の権利に対応する権利を何らかの組織に与えている発明者証の保護対象である発明が実施されている場合は、当該組織は、第 11 条に従って発明者に報酬を支払わなければならない。

第 84 条

(1) 法令集法律 No. 527/1990 第 82 条(1)及び(2)に基づく発明の出願人は、庁に対して次の書類を提出しなければならない。

(a) 外国で付与された特許の対象を販売又は生産することについての同意付与の確認書、及び

(b) 何れかの国で特許の対象を販売又は生産することについての同意付与から 6 月以内にされた請求に基づいて交付された特別規則に基づく登録決定書

(2) 発明の出願人は、(1)にいう確認書及び決定書を、その受領から 3 月以内、ただし、優先権の発生日から 16 年が満了する以前に、庁に提出しなければならない。

(3) (1)及び(2)に定める期限の不遵守は、許容することができない。

(4) 次の場合は、庁は、(1)にいう発明の出願を拒絶する。

(a) 出願人が(1)及び(2)にいう要件を満たさず、かつ

(b) 外国で付与された特許の対象が、(1)にいう出願より前にチェコスロバキア連邦共和国の市場に出されていた場合

(5) 法令集法律 No. 527/1990 第 82 条(1)及び(2)に従って付与された特許は、優先権日から 16 年間効力を有するものとする。

第 85 条

第 74 条(3)にいう期限が 2002 年 7 月 1 日前に経過するときは、第 74 条による証明書付与請求は、特別規則に基づく医薬品登録又は植物保護製品登録についての決定が 2000 年 1 月 1

日後に有効となった場合に限って、2002年12月31日前まで提出することができる。

第 85a 条

附属書にいう欧州共同体及び欧州連合の法律行為は、本法により施行される。

第 86 条 廃止規定

次の規定は廃止する。

1. 法令集法律 No. 90/1993 第 III 条及び法令集法律 No. 185/1994 によって改正された発明、工業意匠及び合理化提案に関する法令集法律 No. 527/1990 第 2 条から第 35 条まで、第 78 条から第 82 条まで及び第 84 条
2. 発明、特許及び発明者証に関する法律上の関係及び手続に係る範囲で改正された発明、工業意匠及び合理化提案に関する法令集法律 No. 527/1990 第 65 条(2)、第 66 条から第 71 条まで、第 75 条(2)及び第 86 条
3. 発明及び工業意匠に係る事項の手続に関する連邦発明庁の法令集命令 No. 550/1990 第 1 章

第 II 編 2009 年 6 月 1 日削除

第 III 編 2008 年 1 月 1 日削除

第 IV 編

本法は、2002年7月1日に施行される第 IV 部及び第 V 部を除いて、2001年11月1日に施行する。

法令集法律 No. 402/2002 は、2002年8月1日に施行される。

法令集法律 No. 84/2007 は、2007年3月1日に施行される。

法令集法律 No. 517/2007 は、2007年1月1日に施行される。

法令集法律 No. 495/2008 は、2009年2月1日に施行される。

法令集法律 No. 202/2009 は、2009年6月1日に施行される。